

(1) 令和7年度保健事業計画(案)

(ア) 母子保健事業計画(案)

★は変更点

保健事業名		会場別実施回数		実施内容（案）
母子健康手帳交付		佐屋保健センター	随時	保健師との個別面接形式による ・母子健康手帳の交付と使い方の説明 ・妊娠中の保健指導、子育て支援事業の紹介
妊産婦・乳児健康診査 （医療機関委託）	妊婦	医療機関 助産所	1人につき 公費負担 14回	基本的な健康診査（毎回）、初回血液検査（1回）、 子宮頸がん、血算（2回）、血糖（1回）、 GBS（1回）、超音波検査（4回） HTLV-1抗体検査、性器クラミジア感染検査
	産婦	医療機関 助産所	1人につき 公費負担 2回	産後の健康状態の把握（子宮復古、悪露、血圧、 尿検査、体重、乳房）、授乳状況の把握、 エジンバラ産後うつ病質問票を用いたメンタル チェック
	新生児	医療機関	1人につき 公費負担 1回	新生児聴覚検査 自動聴性誘発反応検査（AABR）又は 耳音響放射検査（OAE）
	乳児	医療機関	1人につき 公費負担 2回	乳児一般健康診査 身長・体重・頭囲・胸囲計測、内科診察
マタニティ 教室	妊娠編	★佐屋保健 センター	各6回	管理栄養士・保健師・歯科衛生士による健康教育
	出産編			助産師によるお産の準備や母乳の話
パパママ教室				
ぴよぴよサロン		佐屋保健センター	6回	育児不安や孤立防止のため、生後1～3か月の 児とその保護者が交流する
乳 幼 児 （集 団 健 康 診 査）	3か月児 健康診査	★佐屋保健センター	★15回	身体計測、内科診察、集団指導、個別相談
	1歳6か月児 健康診査	★佐屋保健センター	★12回	身体計測、内科診察、歯科診察、歯科指導、個 別相談、親子遊び
	3歳児 健康診査	★佐屋保健センター	★17回	身体計測、内科診察、歯科診察、屈折検査、 視力検査・聴力検査、歯科指導、個別相談

保 健 事 業 名		会場別実施回数		実施内容（案）
乳幼児健康相談	10 か月児相談	★佐屋保健センター	12 回	身体計測、集団指導（栄養・歯科）、個別相談
	育児相談	★佐屋保健センター	12 回	個別相談（保健師・管理栄養士）
乳幼児教室	離乳食教室	佐屋保健センター	12 回	離乳食についての講義と調理のデモンストレーション、個別相談
	事後指導教室（ラッコくらぶ）	佐屋保健センター	24 回	集団遊び、自由遊び、個別指導
★すくすくひろば		佐屋保健センター	各 12 回	身体計測による発育の確認、親同士の交流の場
		佐織保健センター		
訪問指導		市内全域	随時	・ハイリスク妊婦への訪問 ・第1子乳児、低体重児、未熟児、経過観察の必要な児への訪問 ・健診未受診児への訪問
養育支援訪問		市内全域	随時	児童虐待の予防のため、産後うつや育児ストレス、育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対し不安や孤立感を抱える家庭や様々な要因で養育支援が必要であると判断した家庭へ養育支援訪問員（6名）が訪問を実施
産後ケア		契約産科医療機関	1人につき原則 1泊2日～6泊7日以内	産後ケアを必要とする産婦及びその子（生後4か月未満の乳児）を対象に医療機関に宿泊し育児支援を一定期間実施
オンライン相談		佐屋保健センター	予約制	妊産婦や子育て中の方を対象に、インターネットを活用した相談等を実施

保 健 事 業 名	会場別実施回数		実施内容（案）
一般不妊治療費助成	産婦人科 泌尿器科	随時	一般不妊の検査及び治療費（実費負担分）の助成 （自己負担額の 1/2 以内の額、 上限額は年間 10 万円・2 年間）
不育症治療費助成	指定医療機関	随時	不育症の検査及び治療費（実費負担分）の助成 （自己負担額の 1/2 以内の額、 上限額は年間 10 万円・2 年間）
未熟児養育医療給付	指定養育医療機関	随時	未熟児の養育に必要な医療費を給付
母子保健 推進員活動	市内全域	随時	愛西市内全域に配置（14 名） ・初妊婦と第 2 子以上の乳児（低体重児以外）訪問 ・健診未受診児の受診勧奨 ・保健事業への協力（身体計測の補助等）
学校保健	市内小中学校	随時	学校の依頼を受け栄養、生活習慣、飲酒・喫煙防止、歯科に関する健康教育
子どもの心の 健康づくり	市内小中学校	随時	・小学校 4 年生 「十歳の集い」 ・中学校 2 年生 「いのちの授業」

保 健 事 業 名	事業内容	実施内容（案）
こども家庭センター （母子保健機能）	全ての妊産婦、18 歳までの子どもとその保護者に対して、相談支援及び情報提供等を行い、必要に応じて関係機関と連絡調整し、切れ目ない支援を提供する	・母子健康手帳交付時に面接相談、応援・プランの作成とその後の伴走型相談支援 ・母子保健事業（各種健診及び相談等）における子育てに関する相談支援、情報提供 ・保健医療・福祉関係機関との連絡調整
★妊婦のための支援 給付及び 妊婦等包括相談支援 事業	妊娠時から妊産婦とその配偶者等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等、ニーズに応じて必要な支援（伴走型相談支援）と経済的支援の実施	【妊娠届出時の面談等】 ・妊娠届出時、妊婦との面談 ・アンケートや子育てガイドを活用し、出産までの見通しを立てるとともに本事業の説明 ・面談後、5 万円の支給
		【妊娠 8 か月頃の面談等】 ・面談の案内及びアンケートの送付 ・希望者を対象とした面談 面談時は、子育てガイドを基に出産後の見通しや利用できる支援サービス等を案内
		【出生後の面談等】 ・出生届出後、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問にて面談 面談により把握した産婦等の状況に応じた必要な支援サービスの案内 ・面談終了後、妊娠しているこどもの人数につき 5 万円の支給